

第3次白山市地産地消推進計画

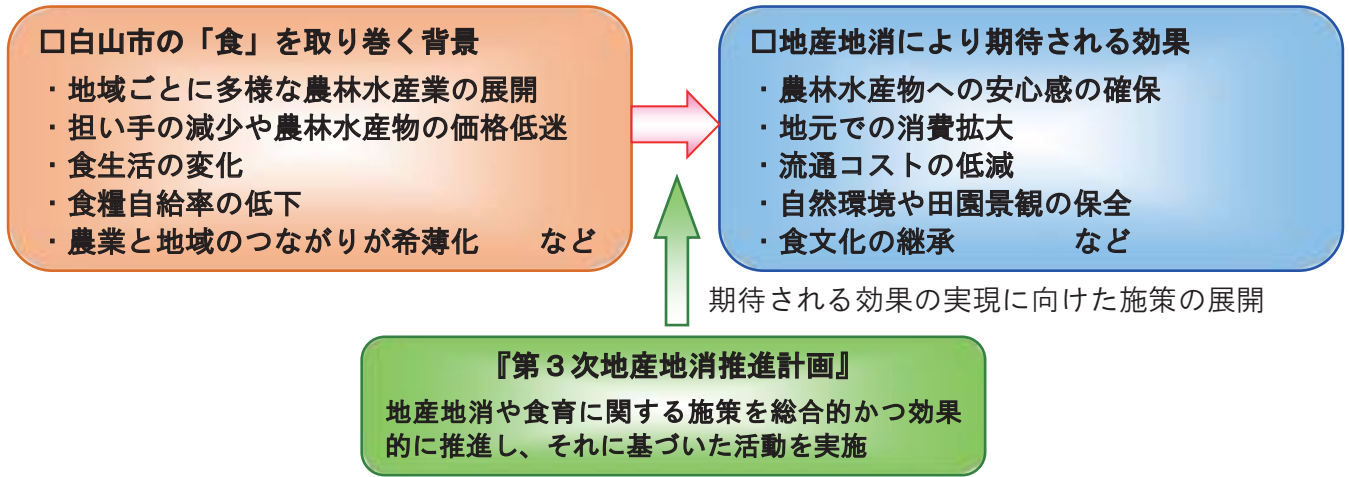
白山を食べる

～白山の『恵み』を、^{みんな}地域で育み・つなぎ・美味しくいただく～



白 山 市

● 計画策定の趣旨と計画の位置づけ



本計画は、平成29年3月に策定された「第2次白山市総合計画」に掲げる「地産地消の推進とブランドの育成」に基づき、消費者、生産者、事業者をはじめ、関係機関・団体、行政などが共通認識を持ち、連携・協働しながら、**地産地消に取り組むための基本指針として位置付ける**とともに、国の定める「6次産業化地産地消法」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として策定するものです。

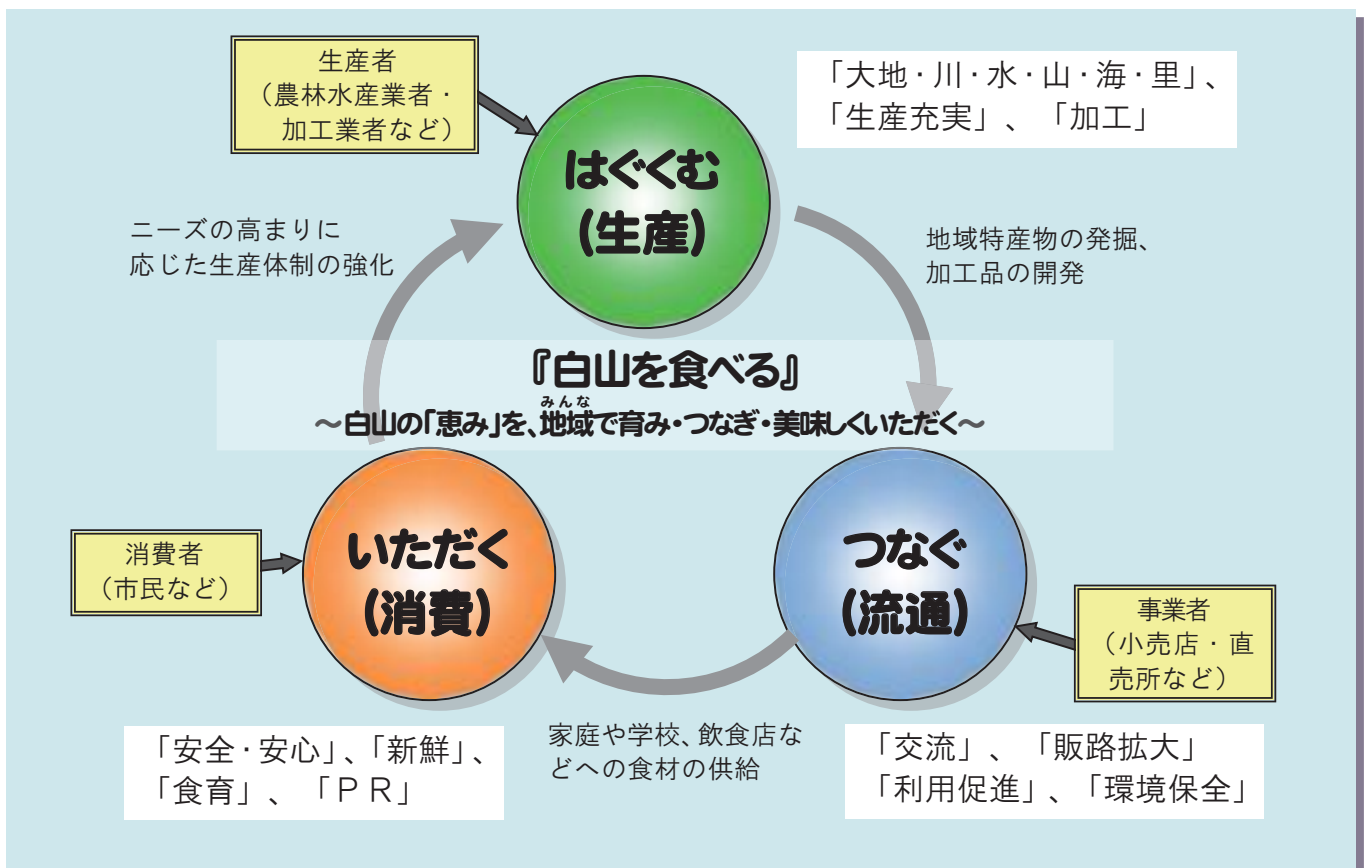
計画対象期間: 令和2年度から令和6年度までの5か年

● 地産地消推進計画の基本テーマと施策の柱

『白山を食べる』

～白山の「恵み」を、地域で育み・つなぎ・美味しくいただく～

■ 地産地消の3つの柱イメージ ■



各主要施策における基本方針と主な内容

は
ぐ
く
む

1. 安全・安心な地元農林水産物の生産体制の充実

□地元農林水産物の生産体制の強化

- ・消費者ニーズに対応した生産を行うために、生産者団体の育成を図ります。
- ・農林水産業の担い手の確保に向けた支援や新規就農者の確保・育成を図ります。

□特色ある地元農林水産物の生産振興

- ・産地化推進作物や地域特産作物の生産振興を図ります。
- ・酒造好適米の作付拡大を推進するとともに、特用林産物の生産振興を図ります。
- ・駆除された有害鳥獣を活用したジビエ料理の普及を図ります。

□「安全・安心」の確保

- ・減農薬・減化学肥料農業や有機農法に取り組む、エコファーマーの認定を促進します。
- ・GAP（農業生産工程管理）の普及促進を図り、「安全・安心」の確保に努めます。

2. 地元農林水産物を活かした加工品の充実

□地元農林水産物の活用

- ・翠星高校や近隣の高等教育機関と連携し、地元農林水産物を活用した加工品開発に取り組みます。
- ・6次産業化に取り組む生産者・事業者を支援し、地元農林水産物を活用した加工品開発を促します。

□食文化の継承

- ・幅広い世代に向けて、伝統料理に触れる機会を拡充するとともに調理方法の伝承に取り組みます。
- ・多種多様な市内産発酵食品について情報発信を行います。

□関係法令の遵守の徹底

- ・食品衛生法や食品表示法の理解向上に向けた啓発活動に取り組みます。

3. 地元農林水産物の販路の確保・開拓

□地元農林水産物の販路の確保

- ・直売所などへの出荷農家の拡大を促進します。
- ・量販店などへ地元農林水産物の取り扱いを働きかけます。

□販売活動の促進

- ・「マルシェ ドウ ハクサン」などの開催を通して地元産品をPRします。
- ・生産者や事業者が行う販売促進活動を支援します。

□ブランド化の推進

- ・地元農林水産物のブランド認証による流通促進と消費拡大を図ります。
- ・地元農林水産物を活用した加工品のブランド化に取り組みます。

□関係情報の提供

- ・市ホームページや広報などを活用し、「食」に関する情報を積極的に発信します。
- ・全国に向け地元農林水産物・加工品などの情報発信に取り組み、消費拡大を図ります。

4. 交流・体験活動の促進

□交流イベント等の拡充・促進

- ・生産者と事業者が情報交換できる機会を提供し、マッチングを支援します。
- ・「食」に関するイベントの拡充により交流人口の拡大を図ります。

□農林漁業体験等の拡充・促進

- ・農林漁業体験などの拡充により、消費者と生産者の交流を推進します。
- ・市民開放農園の利用を通じ、農業の大切さや楽しさについての理解を促します。

□学校等を中心とした食農教育の推進

- ・農業体験や食農教育の推進により、子どもたちの「食」への関心や意識を高めます。

つ
な
ぐ

5. 市民意識の啓発

□食育・地産地消に関する意識の啓発

- ・地元産食材使用強化月間の普及やイベント開催による、食育・地産地消の啓発に努めます。
- ・「地産地消＝環境にやさしい」をコンセプトとした意識啓発を図ります。

□食育・地産地消に関する情報提供

- ・地産地消に関わる団体への支援や地元農林水産物の認知度向上に取り組めます。
- ・簡単料理レシピの優秀作品などを活用して、市内外へ地元農林水産物の情報発信に努めます。

□各種団体等の連携および支援

- ・生産者や商工団体、地区公民館などの各種団体の連携を促すとともに、地産地消や食育に関する活動を積極的に支援します。

6. 学校給食等における地元農林水産物の使用促進

□地元農林水産物の使用促進

- ・旬の地元産食材を使用した献立づくりを推進します。
- ・地元農家の掘り起こしや生産者グループの育成に取り組むとともに、地元農林水産物を供給するための配送システムの確立を目指します。
- ・市内の医療・福祉施設での地元農林水産物の使用を働きかけます。

□地元農林水産物に関する情報の共有

- ・学校給食への地元食材導入拡大に向け、学校栄養教諭との情報と課題の共有化に努めます。
- ・学校給食を通じ、児童・保護者への地元農林水産物の使用に関する理解向上を図ります。

7. 飲食店等における地元農林水産物の利用促進

□飲食店等での地元農林水産物の利用促進

- ・地産地消推奨店の登録促進に取り組むとともに、各店舗への誘客を図ります。
- ・旬の地元食材についての情報を発信し、飲食店等での地元農林水産物の利用促進を図ります。

□地元農林水産物を活用したメニュー等の開発促進

- ・地元農林水産物を活用した加工品やメニュー開発を促進します。

8. 食育活動の推進

□子どもから高齢者への食育推進

- ・「キッズ☆キッチン」などを通じて、幼児期から「食」への関心を根付かせるとともに、正しい生活リズムの啓発に取り組む、子どもの心身の健全育成を図ります。
- ・生涯を通じて良好な食生活を実践する力を育てる機会を増やします。
- ・小中学校の児童・生徒のみならず、給食だよりなどを通して保護者へも食に関する情報を発信し、子育て家庭での食育の推進を図ります。

□地域と連携した食育活動の推進

- ・地区公民館や町内会、各種団体などを主体とする食育活動を支援します。
- ・食生活改善推進員と連携して食育活動に取り組めます。

● 主な取り組み目標

指標内容	現 状	目 標 (R6)
新規就農者の育成	13人	25人
食品衛生管理・食品表示研修会の開催	1回/年	2回/年
ブランド認証品目数	10品目	15品目
農業体験ツアー等の拡充	0回/年	3回/年
食育・地産地消ホームページの更新頻度	73回/年	80回/年
学校給食での地元食材の使用率(主要14品目)重量ベース	22.5%	25%
地産地消推奨店の登録促進	114店舗	140店舗
キッズ☆キッチンの参加人数	137名/年	166名/年

● 計画の推進体制

■ 本計画で想定している主な推進主体 ■

名称	具体的な対象
消費者	市民、来訪者、観光客など
生産者	農林漁業者、農業協同組合、漁業協同組合など
事業者	直売所、小売店、飲食店、宿泊施設、食品加工業者など
関係機関・団体	商工会議所、商工会、観光連盟、NPOなど
行政	白山市、石川県など

■ 本計画の推進体制フロー ■

【計画の推進主体と取り組み内容】

【消費者（市民／来訪者／観光客など）】

- ◆ 地元農林水産物の購入促進
- ◆ 各種交流会等への参加
- ◆ 郷土（伝統）料理の次世代への継承
- ◆ 消費者の立場から「地産地消」に向けた情報発信 など

交流
情報交換

情報
提供

【事業者（小売店・飲食店／食品加工業者／流通業者）】

- ◆ 新たな加工食品の開発や流通・販売体制の強化
- ◆ 各店舗における個性豊かな「地産地消」の推進
- ◆ 消費者・生産者それぞれに多様な情報を提供
- ◆ 地元農林水産物の使用促進 など

交流
情報交換

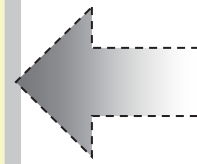
連携
情報交換

【生産者（農林漁業者／農協／漁協など）】

- ◆ 旬の農林水産物に関する情報を消費者・事業者へ発信
- ◆ 農山漁村における地域づくりを主体的に推進
- ◆ 消費者に対する農林漁業に関する交流機会の提供
- ◆ 事業者との連携による生産者の顔が見える農業の推進
- ◆ 農林漁業の持続的な発展に向けた担い手の育成 など

地産地消推進会議・行政（地産地消の推進に向けた各種施策の実施・支援）

- ・消費者…レシピア旬の食材の情報提供など
- ・生産者…生産体制の強化に向けた支援など
- ・事業者…商品開発や流通・販売の促進に向けた支援など



● 計画の評価

本計画の対象期間において、目標の達成状況や取り組みに対する効果などを十分に検討し、必要に応じて計画の内容を変更するなど、柔軟に対応していくこととします。

なお、計画の見直しに際しては、行政だけでなく市民や関係機関などを交え、より実情と市民ニーズに合ったものとなるよう努めます。

私たちの白山市には、お米をはじめ野菜、果実や水産物も豊富です。

「旬の時期に旬のものを食べる」ことが、最も健康に良いことです。

地産地消が進めば、地域の農林水産業も活性化します。



地産地消を進めることは、私たち自身の健康の向上ばかりか、地域を活性化させることにつながります。

地産地消とは？

地産地消とは「地域生産-地域消費」の略語で、その地域で作られた農林水産物を、その地域で消費することです。

この地産地消と同じ意味で、昔から伝わる言葉に「身土不二（しんどふじ）」があります。「身体と土とは一つである」ということから、身近なところで育ったものを食べ、生活することが良いとする考え方です。

白山市の食育・地産地消に関するwebサイト「まるごと!はくさん!」で、最新の地産地消・食育情報をチェック!

白山市地産地消

検索



～安全・安心、そして良質な
白山市産農林水産物の目印です～



白山を食べる

— 第3次白山市地産地消推進計画（概要版） —

令和2年（2020年）3月策定

白山市 産業部 地産地消課

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地
電話 (076) 274-9522
FAX (076) 274-4177
E-mail chisanchisyoun@city.hakusan.lg.jp

(2) 飢餓

(12) 生産・消費

